

同時発表 九州運輸局、鹿児島運輸支局

令和元年7月4日

自動車局整備課

6月下旬からの
大雨自動車検査証の有効期間の伸長について

～6月下旬からの大雨による被害を受けて～

6月下旬からの大雨に伴い、鹿児島運輸支局（鹿児島市谷山港2丁目4番1号）の所在する鹿児島市全域に避難指示が発令されました。

このため、当該支局が所管している地域*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和元年7月3日から4日までの車両について令和元年7月5日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

*鹿児島県（奄美市、大島郡を除く）

1. 6月下旬からの大雨による被害に伴い、被害地域に使用の本拠の位置を有する車両は、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生ずるおそれがあります。

このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

なお、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までに契約すればよいこととなります。

○対象車両

鹿児島運輸支局が所管している地域*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和元年7月3日から4日までのもの

○措置内容

自動車検査証の有効期間を7月5日まで伸長

2. なお、今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長及び対象車両の追加を検討してまいります。

<お問い合わせ先>

自動車局整備課 團村、松川 TEL：03-5253-8589（直通） FAX：03-5253-1639

代表：03-5253-8111（内線：42427）

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

- 平成30年9月の北海道胆振東部地震に伴い北海道全域に使用の本拠を有する車両について12日伸長
- 平成30年7月豪雨の被害に伴い広島県、岡山県、愛媛県及び福岡県の一部地域に使用の本拠を有する車両について最大2ヶ月伸長
- 平成29年7月九州北部豪雨に伴い福岡県及び大分県の一部地域に使用の本拠を有する車両について1ヶ月伸長

(参考3) 九州運輸局鹿児島運輸支局長の公示

公 示

道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有し、第62条に規定する継続検査を受検できない自動車の自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和元年7月3日から4日までのものは、令和元年7月5日まで自動車検査証の有効期間を伸長するものとする。

記

鹿児島県（奄美市、大島郡を除く。）

令和元年7月4日

九州運輸局

鹿児島運輸支局長